

予算決算常任委員会の活動フロー（令和2年度）

		令和2年				令和3年	
		5月会議 (R2.5.15)	6月定例会会議 (R2.6.3~6.30)	9月定例会会議 (R2.9.17~10.19)	11月定例会会議 (R2.11.20~12.21)	2月定例会会議 (R3.2.中旬~3.中下旬)	
予算議案 の審査 取組決定	修正予算案 分科会審査・報告 →採決 (R2.5.14)	修正予算案 分科会審査・報告 →採決 (R2.6.8) 分科会審査 (R2.6.18~23) 分科会報告 採決 (R2.6.26)	修正予算案 (総括質疑) (R2.10.5) ↓ 分科会審査 (R2.10.7~12) 分科会報告 採決 (R2.10.15)	修正予算案 (総括質疑) (R2.12.8) ↓ 分科会審査 (R2.12.9~14) 分科会報告 採決 (R2.12.17)	修正予算案 (総括質疑) (R2.12.8) ↓ 分科会審査 (R2.12.9~14) 分科会報告 採決 (R2.12.17)	当初予算及び修正予算案 総括質疑(TV中継) (R3.3.上旬) ↓ 分科会審査 (R3.3.上中旬) ↓ 分科会報告 採決 (R3.3.中旬)	
	所管事項調査 取組方向の 表明	互選委員会 正副委員長の互選 理事の選任 (R2.5.15)	三重県財政の現状 (R2.6.26)	当初予算編成に向けての 基本的な考え方 (R2.10.22,23) 分科会調査(単独開催) ↓(R2.10.29,30) 分科会報告 (R2.11.13)	当初予算要求状況 (R2.12.7,8 (12.8 総括的質疑)) 分科会調査 ↓(R2.12.9~14) 分科会報告 (R2.12.17)		
決算認定議案 等の審査 取組取組	決算認定議案 等の審査 取組取組		三重県財政の現状 (R2.6.26)	企業会計決算 補充説明(総括質疑) ↓(R2.10.5) 分科会審査 (R2.10.12) 分科会報告 採決 (R2.10.15)	一般・特別会計決算 概要説明 ↓(R2.10.19) 総括質疑(TV中継) ↓(R2.10.28) 分科会審査(単独開催) ↓(R2.10.29,30) 分科会報告 採決 (R2.11.20)		
	執行部の動き		令和2年版成果レポート(案) (R2.7.13) ↓ (知事への申し入れ)予定 (R2.8.4)[予定]	令和2年版成果レポート(案) (R2.6.3) ↓ 申入書に対する回答 (全員協議会R2.9.17 [予定]) ↓ 令和3年度経営方針(案) 予算調動方針 (全員協議会R2.10.6) [予定]			(令和3年度経営方針の確定)

※当初予算審査及び一般会計・特別会計決算審査以外の総括質疑の実施については、その都度理事会において協議

総務地域連携常任委員会 活動計画書 (令和2年5月～令和3年5月)

令和2年6月30日現在

1 所管調査事項

- ・行財政の運営について
- ・地域振興の推進について
- ・スポーツの振興について
- ・県南部地域の活性化について

2 重点調査項目

- (1) 行財政改革の取組について
- (2) 交通政策について
- (3) 移住の促進について
- (4) スポーツの推進について
- (5) 南部地域の活性化について

3 活動計画表

重点調査項目	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	
(1) 行財政改革の取組について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等				常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等(10/8, 12)	県内外調査 (11/9～12の 間、11/16～19 の間)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等			常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 当初步算、補正予 算等 (3/●, ●)			
(2) 交通政策につ いて		予決分科会 補正予算等 (6/8, 19, 23)				予決分科会 令和元年度歳入歳出決算、所管事 項の調査(当初步算編成に向けて の基本的な考え方)(10/30)		予決分科会 補正予算等 (12/10, 14)						
(3) 移住の促進に ついて														
(4) スポーツの推 進について														
(5) 南部地域の活 性化について														
執行部の主な予定		令和2年版成 果レポート (案)				一般会計・特別会計決算 令和3年度経営方針(案) 当初步算編成に向けての基本的な 考え方		当初步算要求 状況		当初 予算 案	令和3年度経営方 針			

4 県内外調査について

11月9日～12月2日の間で県外調査を2泊3日で、11月19日に県内調査を日帰りで実施する(状況に応じて変更の可能性あり)。ただし、調査時期を逸してしまおうと判断される案件がある場合は、この日程にかかわらず実施することとする。

戦略企画雇用経済常任委員会 活動計画書 (令和2年5月～令和3年5月)

令和2年6月30日現在

1 所管調査事項

- ・ 産業振興 (農林水産業を除く) について
- ・ 国際交流及び観光の振興について
- ・ 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について
- ・ 県政の総合企画調整について
- ・ 雇用対策について
- ・ エネルギー政策について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について
 - ① みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の推進
 - ② 中小企業・小規模企業の復興と振興
 - ③ 観光産業の復興
 - ④ 新たな産業の創出

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	
(1) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について ① みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の推進 ② 中小企業・小規模企業の復興と振興 ③ 観光産業の復興 ④ 新たな産業の創出	常任委員会 所管事項説明 (5/22)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/8, 18, 22)			県内調査 (9/1～1 9/2の1 泊2日)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (10/7, 9) 予決分科会 令和元年度歳入歳出決算、所 管事項の調査(当初予算編成 に向けての基本的な考え方) (10/29)	県外調査 (11/9～ 11/12の 間)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/9, 11)			常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 当初予算、補 正予算等 (3/●, ●)			
執行部の主な予定		令和2年版 成果レポート (案)				一般会計・特別会計決算 令和3年度経営方針(案) 当初予算編成に向けて の基本的な考え方		当初予算要 求状況		当初予算案	令和3年度経 営方針			

4 県内外調査について

- (1) 県内調査 9月1日～9月2日 (1泊2日) 新型コロナウイルス感染症の影響をうけた中小企業、観光業の団体、新たな産業の創出に取り組む県内企業などについて調査を行う。
- (2) 県外調査 11月9日～11月12日 (2泊3日以内) 重点調査項目を中心として、県外の先進的な取組等について調査を行う。

環境生活農林水産常任委員会 活動計画書（令和2年5月～令和3年5月）

令和2年6月30日現在

1 所管調査事項

- ・生活文化行政の推進について
- ・環境保全の推進について
- ・廃棄物対策について
- ・農業の振興対策について
- ・林業の振興対策について
- ・水産業の振興対策について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について
 - ・安全・安心な暮らしの実現
 - ・県産農林水産物の地産地消の促進
- (2) 多様で豊かな文化の振興と活用について
- (3) 脱炭素社会の実現に向けて
- (4) CSF・ASF対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年		令和3年		4月	5月											
	5月	6月	7月	8月			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
(1) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について ・安全・安心な暮らしの実現 ・県産農林水産物の地産地消の促進 (2) 多様で豊かな文化の振興と活用について (3) 脱炭素社会の実現に向けて (4) CSF対策について	常任委員会 所管事項説明 (5/25)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/8, 18, 22)	県内調査 (7/20)	県内調査 (8/7)				常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (10/7, 9)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/9, 11)	令和3年 1月		常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (3/●, ●)					
執行部の主な予定		令和2年版成 果レポート (案)						企業会計決算 一般会計・特別会計 決算 令和3年度経営方針 (案) 当初予算編成に向け ての基本的な考え方	当初予算要 求状況		当初予算 案	令和3年度経 営方針					

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
 - 7月20日(月)(日帰り) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う畜産業への影響と取組について調査を行う
 - 8月7日(金)(日帰り) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う養殖業への影響と取組について調査を行う
- (2) 県外調査
 - 11月9日(月)～12日(木)のうち2泊3日以内 重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組等について調査を行う。

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動計画書（令和2年5月～令和3年5月）

令和2年6月30日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 子ども及び青少年の育成について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 病院事業の運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の課題について
- (2) 地域医療提供体制の確保について
- (3) 障がい者の自立と共生社会づくりについて
- (4) 健康づくりの推進について
- (5) 子どもを育てる環境づくりについて

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の課題について	常任委員会 所管事項説明 (5/25)	予決分科会 補正予算 (6/8)	県内調査 (8/26～ 27の間)	県内調査 (9/1～ 2の間)	県外調査 (11/9～ 12の間)	常任委員会 議案の審査、所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (10/8, 12)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/9, 11)				常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 当初予算、補正 予算等 (3/●, ●)		
(2) 地域医療提供体制の確保について		常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/18, 22)				予決分科会 令和元年度歳入歳出決算、 所管事項の調査（当初予算 編成に向けての基本的な考 え方） (10/30)							
(3) 障がい者の自立と共生社会づくりについて		令和2年版成 果レポート (案)				一般会計・特別会計決算 令和3年度経営方針(案)		当初予算要 求状況			令和3年度経営 方針		
(4) 健康づくりの推進について													
(5) 子どもを育てる環境づくりについて													
執行部の主な予定													

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
8月26日～27日、9月1日～2日の間で特に現地で調査を行う必要がある項目について、1日間実施することを基本とする。
- (2) 県外調査
11月9日～12日の間で重点調査項目を中心に2泊3日以内の行程で実施することを基本とする。

防災県土整備企業常任委員会 活動計画書 (令和2年5月～令和3年5月)

令和2年6月30日現在

1 所管調査事項

- ・危機管理及び防災対策の推進について
- ・公共土木施設の整備・維持管理について
- ・都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- ・公営企業（病院事業を除く。）の運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に係る危機管理について
- (2) 防災・減災対策について
- (3) 道路整備について
- (4) 建設産業の活性化について

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	
(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る危機管理について (2) 防災・減災対策について (3) 道路整備について (4) 建設産業の活性化について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/8, 19, 23)				常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等(10/8, 12) 予決分科会 令和元年度歳入歳出決算、所管事項の調査(当初予算編成に向けての基本的な考え方)(10/29)	県内外調査 (11/9～12 の間)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 14)			常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等 予決分科会 当初予算、補正 予算等 (3/●●)			
執行部の主な予定		令和2年版成果 レポート(案)				企業会計決算 一般会計・特別会計決算 令和3年度経営方針(案) 当初予算編成に向けての基本的な 考え方		当初予算 求状況		当初予 算案	令和3年度経営 方針			

4 県内外調査について
11月9日～12日の間に、重点調査項目を中心に県内外調査を実施することを基本とする。(必要に応じ実施時期を前倒しする)

教育警察常任委員会 活動計画書 (令和2年5月～令和3年5月)

令和2年6月30日現在

- 1 所管調査事項
 - ・学校教育の充実について
 - ・社会教育及び文化財保護行政の推進について
 - ・警察の組織及び運営について
- 2 重点調査項目
 - (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について
 - (2) 夜間中学について
 - (3) 安全で安心な教育環境づくりについて
 - (4) 総合的な犯罪抑止対策と交通安全対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	
(1) 新型コロナウイルス感染症にかかるとの対応について	常任委員会 所管事項説明 (5/22)	予決分科会 補正予算 (6/8) 常任委員会 所管事項の 調査 予決分科会 補正予算等 (6/19, 23)				常任委員会 議案の審査、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算 (10/7, 9) 予決分科会 令和元年度歳入歳 出決算 所管事項の調査 (当初予算編成に 向けての基本的な 考え方) (10/29)	県内外調査 (11/9～12の間、 16～19の間)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 14)			常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等 予決分科会 当初予算、補正 予算等 (3/●, ●)			
(2) 夜間中学につ いて														
(3) 安全で安心な 教育環境づくり について														
(4) 総合的な犯罪 抑止対策と交通 安全対策につい て														
執行部の主な予定		令和2年版 成果レポー ト(案)				一般会計、特別会 計決算 令和3年度経営方 針(案)		当初予算要求 状況		当初予算案	令和3年度経 営方針			

- 4 県内外調査について
 - 11月9日(月)～12日(木)、16日(月)～19日(木)の間で重点調査項目を中心に県内外調査を実施することを基本とする。

特別委員会活動計画書

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会（令和2年5月～令和3年6月）

令和2年6月30日現在

1 所管調査事項
 ・様々な差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査・検討を行うこと。

2 重点調査項目(案)

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関わる差別等、インターネットによる人権侵害、部落差別、女性・性に関する差別、外国人に対する差別などの近年問題となっている様々な差別の実態を調査すること。
- (2) 「人権が尊重される三重をつくる条例」及びそれに基づく県の人権施策の検証を行うこと。
- (3) 差別解消に関する条約や法律、他道府県の差別解消に関する条例を調査すること。
- (4) (1)～(3)を踏まえ、条例の在り方を検討すること。

3 活動計画表(案)

重点調査項目	令和2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月	5月	6月			
上記2のとおり	委員会設置	委員会(6/1) 重点調査項目年間活動計画	委員会 参考人招致 委員間討議	委員会 参考人招致 委員間討議	委員会 参考人招致 条約・法令の調査 委員間討議	委員会 参考人招致 他道府県条例の調査 条例案の方向性整理 委員間討議	委員会 条例案の方向性整理 委員間討議	委員会 条例案の方向性整理 委員間討議	委員会 委員意見の集約 委員間討議 委員意見提出	委員会 条例案検討 当局・関係者意見聴取 委員間討議	委員会 条例案検討 当局・関係者意見聴取 委員間討議	委員会 条例案検討 委員間討議	委員会 条例案検討 委員間討議	委員会 条例案の取りまとめ・提出 提出前に全員協議会で説明 委員長報告			
<調査方法> ○当局からの説明聴取 ○条約・法令・他道府県の条例の調査 ○参考人招致 ○県内外調査 ○委員間討議 など		委員会(6/30) 参考人招致決定				委員間討議 一般会計・特別会計決算 令和3年度経営方針(案) 当初予算編成に向けての基本的な考え方	(必要に応じて)県内外調査 当初予算要求状況								令和3年度経営方針		
執行部の主な予定		令和2年版成果レポート(案)															

4 県内外調査について

- (1) 県内調査 日帰りの調査を適宜実施することができる。
 - (2) 県外調査 1泊2日以内の行程で1回実施することができる。
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特段の事情のない限り9月末まで見合わせ、10月以降の実施を基本とする。
 ただし、10月以降の調査では、時機を逸してしまおうと判断される案件がある場合は、この日程にかかわらず実施することができる。